省　令

○法務省令第四十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第四条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋法務局の部一宮支局の款同支局の項中「犬山市　稲沢市」を「犬山市　江南市　稲沢市　岩倉市」に改め、同款江南出張所の項を削り、同部豊田支局の款同支局の項中「西加茂郡」を「みよし市」に改める。

別表福岡法務局の部同法務局の款西新出張所の項中「前原市　糸島郡」を「糸島市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「相模原支局」の下に「及び厚木支局」を加える。

第六条中「栃木支局」を「足利支局、栃木支局」に改め、「烏山支局」の下に「、佐野出張所」を加える。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条　長野地方法務局上田支局、飯山支局及び佐久支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、長野地方法務局で取り扱わせる。

第九条　削除

第二十八条第一項中「西新出張所及び箱崎出張所」を「箱崎出張所、西新出張所及び福間出張所」に改め、同条に次の一項を加える。

4　福岡法務局八幡出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福岡法務局北九州支局で取り扱わせる。

第三十二条第三項中「玉名支局」を「八代支局、玉名支局」に改める。

第三十四条中「及び高鍋出張所」を「、日南支局、高鍋出張所及び小林出張所」に改める。

第四十五条中「八幡浜支局」を「今治支局、八幡浜支局」に改める。

第三条　船籍港の所在地を管轄する登記所が二以上ある船舶の管轄登記所を指定する省令（平成十七年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定　平成二十二年一月四日

二　第二条中登記事務委任規則第八条、第九条、第二十八条、第三十二条第三項及び第四十五条の改正規定並びに第三条の規定　平成二十二年一月十二日

三　第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定　平成二十二年一月十八日

四　第二条中登記事務委任規則第六条及び第三十四条の改正規定　平成二十二年一月二十五日

○法務省令第四十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一　刑務所の表名古屋刑務所の項中「愛知県西加茂郡三好町」を「みよし市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

一　名　称　平成二十一年度米国実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二十五日まで

三　派遣人数（概数）　百八十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第五百七十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

○政治資金適正化委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二九四七	當野　久美	二一、一二、一一	本人からの申請

目次中「第4節　期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例」を削る。

第3章第4節を削る。

別表第7の2中「南那珂郡　北郷町」を「日南市」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十二月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三二七八	二一、一二、一一	小島　俊也
三二七九	二一、一二、一一	石川　克彦
三二八〇	二一、一二、一一	木下美枝子
三二八一	二一、一二、一一	寺山　正義
三二八二	二一、一二、一一	慶徳　孝一
三二八三	二一、一二、一一	斎藤　亜紀
三二八四	二一、一二、一一	井手　聖子
三二八五	二一、一二、一一	松岡　利男
三二八六	二一、一二、一一	橋本　猛
三二八七	二一、一二、一一	伊藤　洋輔
三二八八	二一、一二、一一	寺島　和豊
三二八九	二一、一二、一一	下田　高久
三二九〇	二一、一二、一一	岩崎　廣實
三二九一	二一、一二、一一	大山　裕司
三二九二	二一、一二、一一	榎﨑　洋
三二九三	二一、一二、一一	増山　誠
三二九四	二一、一二、一一	淺利　眞樹
三二九五	二一、一二、一一	古賀　裕明